

9. 母子保健

妊産婦・乳幼児の健康保持増進を目的に、受胎から幼児の成長に至る一連の過程を対象として、母子保健事業を実施している。

具体的には、妊娠届の受理、母子健康手帳の交付、母親学級・両親学級、健康診査、医療費助成、訪問指導等、母子保健に係る各種の業務に積極的に取り組んでいる。

[1] 妊娠届出状況（母子保健法第15条）

母子保健施策の推進に資するため、妊娠の届出を受けている。

(単位：人)

区分 年度	総 数	妊婦週(月)数				
		満11週以下 (3か月以下) (※1)	満12～19週 (4～5か月) (※1)	満20～27週 (6～7か月) (※2)	満28週以上 (8か月以上)	分娩後 (※3)
19年度	2,079	1,590	423	23	39	4
20年度	2,457	2,121	253	38	26	19
21年度	2,310	2,074	186	25	9	16
22年度	2,340	2,102	188	29	11	10
23年度	2,533	2,289	190	25	17	3
						9

(※1) 平成19年度までは満12～21週。

(※2) 平成19年度までは満22～27週。

(※3) 平成23年度から集計。

[2] 母子健康手帳の交付（母子保健法第16条）

(単位：件)

母子の健康管理の一助として妊娠届出の際、母子健康手帳を交付している。併せて母親学級のお知らせ、妊婦健診受診票等が入っている「母と子の保健バッグ」を交付している。

また、保健所で実施している母子保健事業等をまとめたパンフレット「ハロー赤ちゃん」を配付している。

区分 年度	件 数
19年度	2,092
20年度	2,465
21年度	2,323
22年度	2,355
23年度	2,544

(注) 双子等（2人目以降）の
交付を含む。

[3] 母親学級・両親学級（父親学級）（母子保健法第9条）

母親学級は、妊婦を対象に、母性の保護や出産・育児に関する正しい知識を身につけてもらうため、3回制の講座を設けて啓発事業を実施している。具体的には、妊娠中の生理や栄養の問題、お産の準備や産後の生活、沐浴実習、そして保育方法等についての指導を行なっている。また、歯科衛生指導並びに歯科健診を実施し、妊婦の健康管理に役立てている。

両親学級は、母体の健康と児の養育を父母共同の責任としてとらえ、父親としての役割を学ぶことを目的としている。具体的には、父親としての心構え、妊婦体験、沐浴実習等についての指導を行なっている。

□事業実績

区分 年 度	母 親 学 級			両 親 学 級	
	実施回数 (回)	実人数 (人)	受講者数 (人)	実施回数 (回)	受講者数 (人)
19年度	48	441	1,210	10	574
20年度	50	480	1,186	10	582
21年度	50	480	1,185	12	639
22年度	50	498	1,248	11	658
23年度	52	560	1,175	12	732
池袋	一般	30(10コース)	268	700	732
	ショート コース	4	150	150	
長崎	一般	18(6コース)	142	325	

(注1) 両親学級は、平成17年度から池袋保健所・長崎健康相談所合同にて池袋で実施。

(注2) 平成20年度から、平日参加できない方を対象に年2回土曜日の母親学級ショートコースを実施し、平成23年度は年4回に拡大した。

[4] 妊婦健康診査(母子保健法第13条)

(1) 妊婦健康診査

異常分べんや心身障害児発生の予防、母性保護等母子保健増進の観点から、妊婦を対象に、前期(妊娠23週まで)、後期(妊娠24週以降)の各1回、公費負担の健康診査を実施していたが、平成20年度から公費負担回数を最大14回まで増やし、公費負担となる検査項目の見直しを行なった(東京都内の契約医療機関業務委託)。

□妊婦健康診査実施状況(医療機関委託)

【1回目】

(単位:人)

区分 年度	受 診 票 受 理 数	所見内訳(延数)						区市町村への連絡 事項内訳(延数)			
		認異 め常 な いを	症妊娠 候高 血 群圧	貧 血	糖 尿	そ の 他	～抗B 再原型 陽肝 ～性炎	要訪 問 す指 導 るを	治当 療院 指に 導て	要 精 密	
19年度	1,834	1,539	5	221	22	57	12	3	823	3	8
20年度	2,252	2,048	2	108	8	87	/	5	995	11	7
21年度	2,061	1,908	1	75	6	84	/	0	794	10	5
22年度	2,170	1,998	6	72	5	91	/	1	997	4	5
23年度	2,294	2,113	0	66	5	111	/	3	1,036	17	5

(注1) 平成19年度は、妊娠前期に受診。

(注2) 平成20年度から、都内転出は発行地で公費負担。

【2回目以降】

(単位:人)

区分 年度	受 診 票 受 理 数	所見内訳(延数)						区市町村への連絡 事項内訳(延数)		
		認異 め常 な いを	症妊娠 候高 血 群圧	貧 血	糖 尿	そ の 他	要訪 問 す指 導 るを	治当 療院 指に 導て	要 精 密	そ の 他
19年度	1,639	893	18	632	38	105	4	1,172	2	8
20年度	14,048	12,219	42	914	88	799	9	6,792	38	41
21年度	19,411	17,493	37	803	75	1,064	11	9,687	58	49
22年度	20,218	18,387	39	836	98	884	17	10,329	98	88
23年度	20,593	18,926	26	628	133	912	17	10,718	108	130

(注1) 平成19年度は、2回目のみ(妊娠後期に受診)。

(注2) 平成20年度から、2～14回目。都内転出は発行地で公費負担。

(2) 妊婦超音波検査（母子保健法第13条）

平成8年10月から、出産予定日現在満35歳以上の妊婦を対象に、妊婦健康診査（妊娠後期）の検査項目に超音波検査を加え、妊婦が安心して妊娠・出産をするための環境づくりを図っている。（東京都内契約医療機関業務委託）

平成21年度から年齢制限を廃止し、すべての妊婦に対し超音波検査1回分の費用を助成している。

□妊婦超音波検査実施状況

(単位：人)

区分 年度	受 診 票 受 理 数	総合判定結果 内訳（実数）				区市町村への連絡事項 内訳（延数）			
		異常なし	その他		不 明	要訪問する指導を	経治過療観又察は	要精密	その他の
			疑い	あり					
19年度	422	403	4	14	1	0	224	0	1
20年度	410	399	3	8	0	2	175	0	0
21年度	1,355	1,287	55	13	0	0	555	3	5
22年度	1,395	1,338	(※) 43		14	4	667	2	7
23年度	1,582	1,492	(※) 60		30	1	764	1	12

(※) 総合判定結果のうち、平成22年度から「疑い」と「あり」が「その他」に統一して分類されるようになった。

[5] 里帰り等妊婦健康診査助成事業

平成20年度から、東京都内契約医療機関以外の医療機関又は助産所で健康診査を受診した妊婦に対し、費用の一部を助成する制度（里帰り等妊婦健康診査助成）を開始した。

□里帰り等妊婦健康診査助成事業

(単位：件)

区分 年度	助成件数	内訳		
		里 帰 り	助 産 所	特 例 (※)
21年度	396	343	42	11
22年度	395	362	33	0
23年度	476	439	37	0

(※) 平成20年度途中から14回となったため、4～7月の間に助成を受けられなかった人に対して特例措置を設けた。

[6] 妊産婦・新生児訪問指導

(1) 妊産婦訪問指導（母子保健法第17条）

妊産婦訪問指導は、妊婦及び産後1年を経過しない産婦を対象に家庭訪問し、日常生活等の指導を行なうとともに、異常の発生防止、早期発見に努めている。産婦訪問指導は新生児訪問時に合わせて行なっている。

なお、妊婦訪問に当たっては、妊娠・分べんに際し異常の予測される者（若年・高年初産婦・妊娠高血圧症候群等）を重点に行なっている。

□産婦、新生児訪問状況（19年度）

(単位：人)

区分 年度	対象者（※）	実人数	訪問率（%）	延人数
19年度	1,198	1,009	84.2	1,065

(※) 対象者数=出生通知票受理数。

□訪問状況（20年度～）

(単位：人)

区分 年度	妊 婦	産 婦
	妊婦訪問 (実人数)	産婦訪問 (実人数)
20年度	6	1,435
21年度	7	1,532
22年度	7	1,699
23年度	23	1,727
池 袋	15	1,170
長 崎	8	557

(注) 平成20年度から統計の取り方を変更した。

(2) こんにちは赤ちゃん事業「乳児家庭全戸訪問事業」

(児童福祉法第6条の2) (豊島区こんにちは赤ちゃん訪問事業実施要綱)

新生児訪問指導（母子保健法第11条）未熟児訪問指導（母子保健法19条）

新生児訪問指導は、生後28日未満（里帰り出産等により訪問が困難なときは生後60日まで）の新生児を対象に保健師・指導員（助産師）が家庭訪問し、疾病予防、発育、栄養、環境等について、保護者に適切な指導を行なうとともに異常の早期発見、治療等について指導している。また、未熟児訪問指導は、出生体重2,000グラム未満等身体の機能が未熟なまま出生した児を対象に、保健師が訪問指導をしている。

なお、平成20年度からこんにちは赤ちゃん事業として生後4か月を迎えるまでの乳児のいるすべての家庭に訪問し、子育てに必要な情報提供等の育児支援及び母性や乳児に対する健康の保持増進に努め、家庭の孤立化を防ぎ健全な育児環境の確保を図ることを目指している。

□訪問実績（19年度）

(単位：人)

区分 年度	対 象 者 数	被 指 導 率 (%)	被 指 導 延 人 数	新生児訪問指導				未熟児訪問指導				
				保 健 師 訪 問 分		指 導 員 訪 問 分		対 象 者 数	実 人 数	実 施 率 (%)	延 人 数	
				実 人 数	延 人 数	実 人 数	延 人 数					
19年度	1,198	982	82.0	1,023	545	578	411	411	26	26	100.0	34

□訪問実績（20年度～）

(単位：人)

区分 年度	概出 数生 値數	赤ちゃん訪問			訪 問 合 計	訪 問 率 （%）	里帰り訪問（別掲）	
		保健師 実訪問数	指導員 実訪問数	(再掲) 生後28日 未満			保健師 実訪問数	指導員 実訪問数
20年度	1,650	331	1,014	291	1,345	81.5		
21年度	1,769	153	1,287	340	1,440	81.4		
22年度	1,770	323	1,269	359	1,592	89.9		
23年度	1,836	349	1,304	328	1,653	90.0	10	31
池袋		161	983	217	1,144		5	21
長崎		188	321	111	509		5	10

(注1) 平成20年度から統計の取り方を変更した。

(注2) 出生数は、年度当初の概数値となっている。

(注3) 里帰り訪問とは、他自治体から、当区内に里帰りしている対象者への訪問のことを言う。

□訪問実績（20年度～）(単位：人)

区分 年度	未熟児 訪問指導
20年度	18
21年度	20
22年度	27
23年度	19
池袋	12
長崎	7

[7] 妊産婦・乳幼児保健指導（母子保健法第10条）

経済的理由により保健指導（定期健診）を受け難い妊産婦・乳幼児に対して、医療機関での（定期健診）を無料で必要な指導を受けられるように保健指導票を交付している。

(単位：件)

区分 年度	受診件数	内訳		
		妊婦	乳児	産婦
19年度	93	85	4	4
20年度	98	80	9	9
21年度	107	91	9	7
22年度	101	84	9	8
23年度	75	61	7	7

[8] 先天性代謝異常等検診（母子保健法第13条）（実施主体＝東京都）

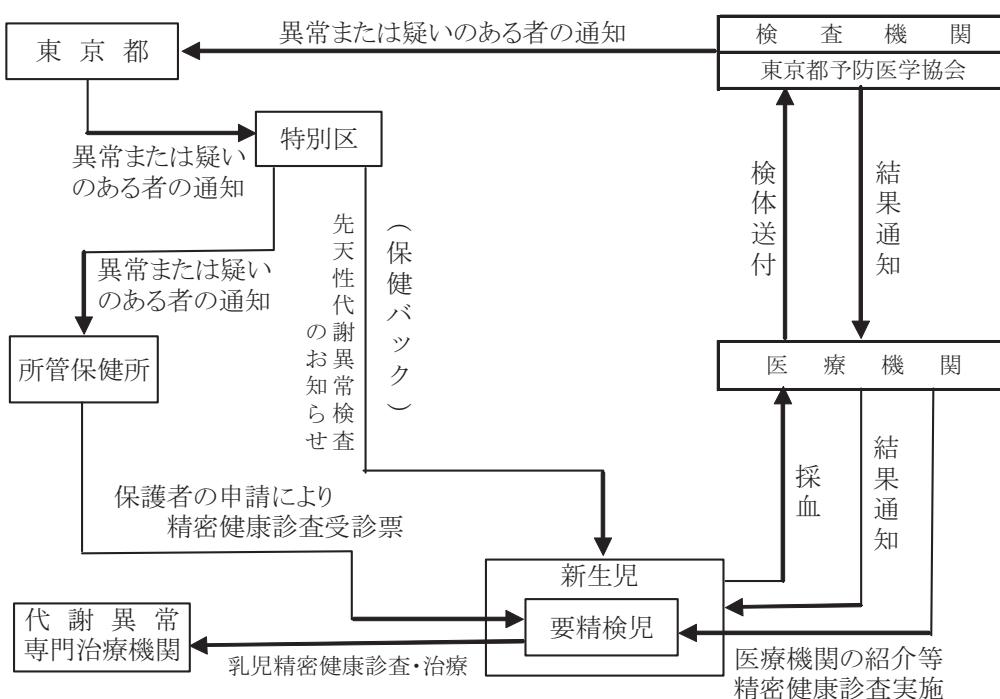
フェニールケトン尿症等の先天性代謝異常症は、発見が遅れると心身障害をおこすおそれの高いもので、早期新生児についてごく微量の血液検査（マス・スクリーニング検査）を実施し、異常を早期に発見し、早期治療に結びつけることにより後の治療と障害の発生防止を行なっている。

検診の結果、異常と認められた場合は、専門医療機関で精密検査を受けられるように指導し精密検査の結果、治療が必要な方には公費負担の制度が適用される。

(1) 検査対象の疾病

- | | |
|----------------|--------------|
| 1. フェニールケトン尿症 | 2. ガラクトース血症 |
| 3. ヒスチジン血症 | 4. メープルシロップ症 |
| 5. ホモシスチン尿症 | 6. 先天性副腎過形成症 |
| 7. 先天性甲状腺機能低下症 | |

(2) 検査システム



[9] 乳幼児健康診査

(1) 乳児健康診査

3～4か月児健康診査（母子保健法第13条）

生後3～4か月の乳児を対象として、健康診査及び、保健指導を行ない、健康診査の結果異常が認められる乳児に、精密健康診査を実施している。また、健診と別日に栄養士・歯科衛生士による保健指導を行なっている。

□3～4か月児健康診査実施状況

(単位：人)

区分 年度	対 象 者 数	受 診 率 (%)	受 診 者 数	有 所 見 者 数	所 見 内 訳 (延数)												精 密 健 康 診 査 受 診 票 交 付 (延数)
					発 育	皮 膚	頭 部	顔 面	頸 部	眼 球	耳 鼻	胸 部	鼠 径 外	背 部	四 肢	発 達 神 經	そ の 他
19年度	1,711	1,602	93.6	281	51	78	4	4	5	11	26	13	0	22	63	4	13
20年度	1,703	1,652	97.0	318	68	88	26	6	7	8	23	15	0	30	42	5	33
21年度	1,826	1,731	94.8	446	67	158	11	3	8	8	52	23	2	54	117	11	53
22年度	1,882	1,763	93.7	399	89	123	12	4	13	16	29	29	1	46	77	15	62
23年度	1,904	1,850	97.2	405	105	126	13	10	4	10	42	36	4	33	84	14	45
池袋	1,351	1,325	98.1	285	78	87	10	7	1	8	26	27	4	20	64	5	33
	長崎	553	525	94.9	120	27	39	3	3	3	2	16	9	0	13	20	9

□3～4か月児精密健康診査実施状況

(単位：人)

区分 年度	受 診 票 發 行 数	結 果 把 握 率 (%)	結 果 把 握	依 賴 内 容 内 訳 (延数)																		そ の の 他					
				内科的					皮膚科 的		眼科的			耳鼻科 的		外科的		泌尿器科的			整形外科的						
				体 重	心 音	特 異 顔 貌	神 経 學 的	發 達 の 遅	そ 母 の	そ 母 の	斜 視	眼 脂	そ 外 耳	そ 眼 の 奇	そ 外 耳	そ 鼠 径 へ ル ニ	そ 停 留 率 丸 ・ 移 動 率 丸	陰 の う 水	そ 陰 の う 水	そ 股 関 節 の 異 足	股 内 反	そ の 他 の 四 肢 の 異 常	斜 胸 郭 の 異 常	そ の 他 の 四 肢 の 異 常	頸 部 の 異 常		
23年度	45	97.8	44	2	3	0	0	2	0	2	0	0	0	1	1	0	7	2	1	4	12	1	2	3	0	1	0

(2) 6～7か月児及び9～10か月児健康診査（母子保健法第13条）

乳児の健康保持増進について、より一層の徹底を図るため、3～4か月児健診時に健康診査受診票を配付し、医療機関に委託して下記のとおり健康診査を実施している。

□6～7か月児健康診査実施状況

(単位：人)

区分 年度	対象者数	受診者数	受診率 (%)	結果通知受理状況							
				総合判定（実数）				今後の指導（延数）			
				問題なし	問題あり	疑い	不明	で受診実施	医療機関	区で実施	他機関管理中
19年度	1,711	1,457	85.2	1,348	42	48	19	902	35	30	3
20年度	1,703	1,429	83.9	1,339	27	63	0	889	9	18	1
21年度	1,826	1,531	83.8	1,427	53	48	3	987	20	31	0
22年度	1,882	1,594	84.7	1,482	50	61	1	1,064	23	20	0
23年度	1,904	1,582	83.1	1,492	48	39	3	1,024	9	29	1

□9～10か月児健康診査実施状況

(単位：人)

区分 年度	対象者数	受診者数	受診率 (%)	結果通知受理状況							
				総合判定（実数）				今後の指導（延数）			
				問題なし	問題あり	疑い	不明	で受診実施	医療機関	区で実施	他機関管理中
19年度	1,711	1,388	81.1	1,296	23	45	24	896	44	12	2
20年度	1,703	1,390	81.6	1,313	33	44	0	874	20	12	0
21年度	1,826	1,413	77.4	1,343	37	30	3	920	19	13	3
22年度	1,882	1,487	79.0	1,388	47	49	3	990	11	17	0
23年度	1,904	1,490	78.3	1,411	46	29	4	967	17	22	1

(3) 1歳6か月児健康診査（母子保健法第12条）

1歳6か月児に対し、身体面、精神発達面の健康診査及び歯科健診を実施し、適切な相談及び指導を行ない、幼児の健全な育成を期している。なお、内科健診は区内医療機関に委託し、歯科健康診査、保健指導、栄養指導、言葉の相談は保健所で実施している。また、健診の結果、異常が疑われる者に対して必要に応じ専門医療機関で精密健康診査を行ない、心理面については心理相談を実施し、必要に応じて経過観察健康診査等を実施している。

歯科健康診査の結果は、11. 歯科衛生 [2]歯科集団指導 (P. 134) に掲載。

□1歳6か月児健康診査

(単位:人)

区分 年度	対象者数	委託実績			保健指導			
		内科健診	有所見者数	受診率(%)	精密	受診者数	受診率(%)	
19年度	1,496	1,247	59	83.4	0	1,200	80.2	
20年度	1,628	1,327	70	81.5	0	1,274	78.3	
21年度	1,562	1,349	72	86.4	0	1,304	83.5	
22年度	1,719	1,424	88	82.8	0	1,360	79.1	
23年度	1,756	1,494	101	85.1	0	1,453	82.7	
	池袋	1,265	1,066	60	84.3	0	1,032	81.6
	長崎	491	428	41	87.2	0	421	85.7

□1歳6か月児健康診査心理相談の受診状況及び結果（心理相談）

(単位:人)

区分 年度	健康診査受診者数	1歳6か月児	心理実施数 (延数)	相談項目 (延数)	相談項目内訳 (延数)										
					問題なし	精神発達の問題	ことばの問題	くせの問題	行動・性格の問題	社会性の問題	生活習慣の問題	養育者の問題	家庭・環境の問題	疾患・障害の疑い	その他
心理相談	19年度	1,200	78	165	6	9	54	1	31	23	8	12	11	3	7
	20年度	1,274	75	143	12	5	41	0	36	21	0	11	5	0	12
	21年度	1,304	80	133	14	9	36	1	35	14	1	10	6	0	7
	22年度	1,360	114	265	24	9	81	6	50	39	7	24	9	0	16
	23年度	1,453	130	265	2	11	82	4	50	44	13	22	14	1	22
	池袋	1,032	93	196	1	10	67	3	32	36	8	16	6	0	17
	長崎	421	37	69	1	1	15	1	18	8	5	6	8	1	5

□1歳6か月児経過観察健康診査心理相談の受診状況及び結果（心理経過）

(単位：人)

区分 年度	1歳6か月児 健康診査受診者数	心理実施数 (延数)	相談項目 (延数)	相談項目内訳(延数)											
				問題な し	精神発達の問題	ことばの問題	くせの問題	行動・性格の問題	社会性の問題	生活習慣の問題	養育者の問題	家庭・環境の問題	疾患・障害の疑い	その他	
心理経過	19年度	54	43	99	0	6	36	1	17	21	2	3	4	2	7
	20年度	70	62	134	3	8	51	1	18	30	1	10	3	2	7
	21年度	104	79	158	5	2	51	1	32	45	4	7	5	1	5
	22年度	82	58	123	3	3	27	0	29	18	5	22	7	0	9
	23年度	163	135	194	3	14	52	1	50	33	7	8	6	1	19
	池袋	113	96	112	1	12	20	0	34	16	6	2	2	1	18
	長崎	50	39	82	2	2	32	1	16	17	1	6	4	0	1

(注) 心理経過の受診者数=心理経過対象の呼び出し人数。

(4) 3歳児健康診査（母子保健法第12条）

3歳児を対象に、健康診査、歯科健康診査、栄養相談、心理相談及びこれらの結果に基づく保健指導を実施している。また、健康診査の結果、異常が疑われる場合は、専門医療機関で必要な精密健康診査を行ない、心理面については、経過観察健康診査等を実施している。

歯科健康診査の結果は、11. 歯科衛生 [2]歯科集団指導 (P. 135) に掲載。

□3歳児一般健康診査の受診状況及び結果

(単位：人)

区分 年度	対象者数	受診者数 (実数)	受診率 (%)	有所見者 (実数)
19年度	1,418	1,190	83.9	207
20年度	1,407	1,218	86.6	215
21年度	1,487	1,291	86.8	267
22年度	1,528	1,305	85.4	188
23年度	1,611	1,414	87.8	246
	池袋	1,175	1,039	88.4
	長崎	436	375	86.0

□3歳児健康診査実施状況

(単位：人)

区分 年度	有所見者数	所見内訳(延数)													蛋白陽性(再掲)	精密検査票健交付	精密健康診査受診者数
		発育	皮膚	頭部・顔面・口腔	眼	耳鼻咽喉	胸部・腹部	鼠径外陰	背部四肢	運動	精神神経	言語	日常生活習慣	その他			
19年度	233	12	26	1	34	23	19	20	0	1	19	21	37	20	1	52	34
20年度	216	15	53	1	28	29	6	29	1	1	9	23	15	21	1	32	20
21年度	267	15	76	1	61	43	30	22	4	0	9	29	15	13	1	75	58
22年度	188	18	42	0	54	32	7	14	2	1	8	25	13	7	2	63	46
23年度	246	26	67	0	36	26	13	18	4	3	9	34	9	37	1	38	26
池袋	186	19	52	0	26	15	12	14	4	3	6	28	7	34	0	33	21
長崎	60	7	15	0	10	11	1	4	0	0	3	6	2	3	1	5	5

□3歳児精密健康診査実施状況

(単位：人)

区分 年度	受診票発行数	結果把握率(%)	結果把握数	依頼内容内訳(延数)																	その他							
				内科的					皮膚科的		眼科的			耳鼻科的		外科的		泌尿器科的		整形外科的			精神・言語					
				低体温	心音	尿蛋白	尿蛋白以外の尿の異常	その他	母	その他	視力	斜視	その他	聴覚	その他	鼠径ヘルニア	その他	停留睾丸・移動睾丸	包茎	その他	X	その他の四肢の異常	胸郭の異常	その他	精神発達遅滞	言語発達遅滞	その他	
23年度	38	68.4	26	3	0	0	2	0	1	0	9	2	0	2	0	0	2	2	1	1	0	0	0	0	2	4	0	0

□3歳児視力精密健康診査実施状況

(単位：人)

区分 年度	視力検診受診者数	精密健診受診票発行数	結果把握数(※)	結果把握率(%)	結果内訳(実数)													弱視発見率(%)		
					異常なし	有所見者実数	有所見者内訳(実数)													
							弱視あり				弱視なし又は弱視の有無不明									
23年度	1,414	18	11	61.1	6	5	1	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0.4		

(※) 年度内に結果を把握できた受診票について集計する。受診票発行数とは一致しない。

□3歳児聴覚精密健康診査実施状況

(単位：人)

区分 年度	聴 覚 検 診 受 診 者 数	精 密 健 診 受 診 票 発 行 数	結 果 把 握 数 (※)	結 果 把 握 率 (%)	結果内訳(実数)										感 音 難 聴 発 見 率 (%)	難 聴 発 見 率 (%)			
					異 常 な し	有 所 見 者 実 数	有所見者内訳(実数)												
							感音 難聴	滲出性中耳炎		言語発達 遅滞	他の疾患								
					難聴 あり	難聴なし 又は難聴 の有無不明		難聴なし 又は難聴 の有無不明	難聴 あり	難聴なし 又は難聴 の有無不明									
23年度	1,414	7	2	28.6	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

(※) 年度内に結果を把握できた受診票について集計する。受診票発行数とは一致しない。

□3歳児健康診査心理相談の受診状況及び結果（心理相談）

(単位：人)

区分 年度	健康診査受診者数	3歳児 心理実施数 (延数)	相談項目 (延数)	相談項目内訳(延数)										その 他	
				問 題 な し	精神 発達 の 問 題	こ と ば の 問 題	く せ の 問 題	行 動 ・ 性 格 の 問 題	社 会 性 の 問 題	生 活 習 慣 の 問 題	養 育 者 の 問 題	家 庭 ・ 環 境 の 問 題	疾 患 ・ 障 害 の 疑 い		
心理 相 談	19年度	1,190	84	208	5	10	32	12	44	30	16	42	17	0	0
	20年度	1,218	113	271	43	7	45	20	39	24	30	43	16	0	4
	21年度	1,291	105	207	5	4	41	11	49	40	24	17	6	1	9
	22年度	1,305	111	228	1	8	53	15	52	47	16	12	12	1	11
	23年度	1,414	104	218	4	8	48	7	42	58	14	10	10	0	17
	池袋	1,039	78	165	2	8	41	5	29	43	10	8	9	0	10
	長崎	375	26	53	2	0	7	2	13	15	4	2	1	0	7

□3歳児経過観察健康診査心理相談の受診状況及び結果(心理経過)

(単位：人)

区分 年度	3歳児 健康診査受診者数	心理実施数 (延数)	相談項目 (延数)	相談項目内訳 (延数)											
				問題な し	精神発達の問題	ことばの問題	くせの問題	行動・性格の問題	社会性の問題	生活習慣の問題	養育者の問題	家庭・環境の問題	疾患・障害の疑い		
心理経過	19年度	115	81	200	24	3	36	11	23	14	20	44	22	3	0
	20年度	107	82	194	2	8	42	6	21	24	25	38	27	0	1
	21年度	81	63	138	3	7	34	3	24	40	2	13	9	0	3
	22年度	109	81	145	4	8	38	1	20	43	4	13	6	1	7
	23年度	71	61	114	1	4	31	2	17	39	1	7	4	0	8
	池袋	41	36	60	0	3	19	0	7	22	0	3	2	0	4
	長崎	30	25	54	1	1	12	2	10	17	1	4	2	0	4

(注)心理経過の受診者数は、心理経過対象の呼び出し人数。

(5) 乳幼児経過観察 (母子保健法第13条)

3～4か月児健診等の結果、経過観察の必要な乳幼児を対象として、小児科医師による経過観察健診を実施し、乳幼児の健全な育成と異常の早期発見に努めている。

区分 年度	回 数(回)	延人数(人)
19年度	24	134
20年度	24	108
21年度	24	138
22年度	24	176
23年度	24	153
池袋	12	128
長崎	12	25

[10] 妊娠高血圧症候群等医療費助成（豊島区妊娠高血圧症候群等医療費助成実施要綱）

妊婦が妊娠高血圧症候群あるいは糖尿病等に罹ると、未熟児や障害児発生の要因になるなど出生児への影響が著しいばかりでなく、母体の生命にも直接係わるので、早期に適切な処置が受けられるよう医療費の助成を実施している。

(単位：件)

区分 年度	助成実人数
19年度	3
20年度	5
21年度	2
22年度	2
23年度	6

[11] 未熟児養育医療給付（母子保健法第20条）

(単位：人)

未熟児は、正常の新生児に比べて生理的に異常のあるケースが多く、また疾病にもかかりやすく、かつ障害児の発生率も高いとされている。そこで、必要な場合には指定の医療機関において、すみやかに適切な処置を講じられるよう、養育医療給付事業を実施している。

なお、対象となる未熟児とは、出生時体重が2,000グラム以下、又は生活力が特に弱い児である。

区分 年度	給付延人数
19年度	121
20年度	94
21年度	85
22年度	129
23年度	125

[12] 自立支援医療（育成医療）（障害者自立支援法第58条）・療育給付（児童福祉法第20条、第21条の9）

障害者自立支援法の規定に基づき、身体に障害がある年少者に対して自立支援医療（育成医療）を、また、児童福祉法の規定に基づき、骨関節結核又はその他の結核に罹っている年少者に対して療育給付を実施している。

(単位：件)

区分 年度	育成医療 申請件数	療育給付 申請件数
19年度	53	0
20年度	11	0
21年度	14	0
22年度	11	1
23年度	13	0

[13] 育児相談（母子保健法第9条）

池袋保健所管内5か所・長崎健康相談所管内2か所にて区の施設等を会場とし、保健指導・栄養指導及び、歯科相談を実施している。

□実施場所

池袋保健所管内	長崎健康相談所管内
①池袋保健所	①長崎健康相談所
②区民ひろば清和第二・区民ひろば駒込	②要町第一児童館
③区民ひろば西池袋	
④区民ひろば高南第二	

□育児相談

区分 年度	回 数 (回)	利用者数 (人)
19年度	80	2,139
20年度	76	2,257
21年度	73	1,858
22年度	62	1,462
23年度	63	1,604
池 袋	39	857
長 崎	24	747

[14] 普及啓発・健康教育（母子保健法第9条）

(1) 子ども事故予防センター

子どもの死亡原因の上位を占める「不慮の事故」を減少させるために、「子ども事故予防センター」を開設し、パネル展示や事故予防に関する資料をそろえ、普及啓発活動を行なっている。また、区内の保育園、児童館等へ人工呼吸・心臓マッサージの心肺蘇生訓練用人形の貸出を行なっている。

□ 来所者状況

(単位：人)

区分 年 度	来 所	内 許									
		児 3 健 3 康 4 診か 査月	健 1 歳 康 6 診か 査月	健 3 歳 康 6 診か 査月	両 母 親 親 診 査	歯 乳 科 幼 學 學	保 区 護 內 相 談	行 政 機 関	・ 教 育 學 関 係 生 者	・ マ スコ ミ 雑 誌 等 (新 聞)	
19年度	5,436	1,135	805	851	889	1,502	21	74	156	3	
20年度	5,798	1,171	868	850	943	1,634	57	79	192	4	
21年度	5,918	1,255	918	913	983	1,657	56	2	134	0	
22年度	6,225	1,267	950	914	982	1,850	84	6	171	1	
23年度	7,012	1,325	1,032	1,039	1,150	2,083	96	108	178	1	

□ 心肺蘇生訓練状況

区分 年 度	回数(回)	人数(人)
19年度	7	199
20年度	8	153
21年度	6	104
22年度	5	107
23年度	8	104
池 袋	2	39
	6	65

(2) 母乳教室

母乳で育てたいと考えている母親を支援するため、母乳教室と卒乳教室を実施している。

□母乳・卒乳教室

区分 年度	母乳教室		卒乳教室	
	回数(回)	人数(人)	回数(回)	人数(人)
19年度	18	111	13	50
20年度	22	99	16	95
21年度	23	113	17	86
22年度	24	106	18	108
23年度	22	106	14	95
池袋	10	58	2	49
長崎	12	48	12	46

(3) 子育て講演会

子育て中の悩み解決に向け、保護者の要望に応じた講演会を実施。

〔長崎健康相談所〕：テーマ「子どものほめ方・叱り方」
「トイレットトレーニングとおねしょ」

区分 年度	回数 (回)	延人数 (人)	池袋保健所		長崎健康相談所	
			回数(回)	延人数(人)	回数(回)	延人数(人)
19年度	6	170	3	57	3	113
20年度	5	160	2	47	3	109
21年度	2	40			2	40
22年度	2	19			2	19
23年度	2	21			2	21

(4) 離乳食講習会等

12. 栄養指導[1]一般栄養指導 (2) 集団栄養指導 (P. 137) を参照

[15] 親子遊び教室

ことばの遅れや発達のアンバランスなどの主訴のある対象児に対し、親子遊びをとおして集団活動を体験し、心理や作業療法士のアドバイスを受けながら保護者の児への関わり方などを支援する。

□親子遊び教室心理相談の実施状況および結果

(単位：人)

区分 年度	参加者(対象児)		相談項目内訳(延数)			
	実人数	延人数	精神発達	運動発達	関わり方	その他
23年度	36	73	35	7	10	0

(注) 23年度より、西部子ども家庭支援センター(OT、支援ワーカー)と共同事業にて、月1回実施。

[16] 自主グループの支援

区分 年度	カモメの会			ツインスマイル		
	回数 (回)	参加者数(人)		回数 (回)	参加者数(人)	
		親	子		親	子
19年度	3	23	14	1	17	27
20年度	2	12	4	1	8	10
21年度	1	13	13	2	20	29
22年度	0	0	0	2	29	42
23年度	1	12	7	2	14	21

(注) カモメの会：ダウントン症の親子の会、ツインスマイル：多胎児の親子の会

[17] 児童虐待防止に関する取り組み

母子保健事業においては、児の健全な育児支援と同時に、虐待の未然防止への啓発を行なっている。また、虐待ハイリスク者への支援として小集団指導や虐待相談としても個別対応している。

(1) お父さんのための育児学級

子育てが始まったばかりの父親(家族)に対して、育児支援・虐待予防を目的とし、保育士による遊び方の講習、臨床心理士による父親のみのグループワークを行なっている。

区分 年度	実施回数(回)	受講者人数(人)
19年度	6	92
20年度	4	44

(注1) 東部子ども家庭支援センター・西部子ども家庭支援センターとの協力事業として実施。

(注2) 平成21年度からは、子ども家庭支援センターに事業を移管した。

(2) グループミーティング

池袋保健所では平成16年度、長崎健康相談所では平成18年度から、出産後の母親を対象に「育児を一人で抱え込まないで」をメッセージとして、保育体制を設け、子どもと離れた環境の下でグループミーティングを実施している。

区分 年度	池袋保健所		長崎健康相談所			
	ママリフレッシュ		おかあさんのお休み時間		子育て講座	
	実施回数 (回)	参加者数 (人)	実施回数 (回)	参加者数 (人)	実施回数 (回)	参加者数 (人)
19年度	12	106	12	79		
20年度	12	82	12	68	4	99
21年度	12	71	12	52	4	123
22年度	11	64	12	68	4	114
23年度			12	78	4	154

(注1) ママリフレッシュ・おかあさんのお休み時間…グループミーティングの名称

(注2) 池袋保健所は22年度にて事業終了。

(3) 虐待相談

養育環境の課題（機能不全家族、保護者の育児能力が低い、精神疾患等を抱えているにもかかわらず適切な治療を受けていないなど）や育て難さがある乳幼児など、他機関から連絡を受け虐待相談として対応している。また、乳幼児健診や育児相談などの場面にて、保護者自身や家族から相談を受け、他機関と連携するなどして個別対応・支援を行なっている。

□相談経路

(単位：人)

区分 年度	子育て 支援課	児童 相談所	子ども 家庭支 援セン ター	児童館 区民 ひろば	保育園	小学校	中学校	児童 委員	近隣	病院	警察	本人 家族	その 他	保健所 健診等	合計
19年度	1	1	28	0	0	0	0	0	1	1	2	/	11	6	51
20年度	2	2	32	2	0	0	0	0	1	3	0	/	8	5	55
21年度	0	2	22	0	0	0	0	0	3	6	0	/	8	5	46
22年度	0	6	33	0	4	0	0	0	1	9	1	14	6	3	77
23年度	5	8	32	0	1	0	0	0	0	10	1	11	12	11	91
	池袋	5	6	21	0	0	0	0	0	7	1	10	11	2	63
	長崎	0	2	11	0	1	0	0	0	3	0	1	1	9	28

□主な虐待者（疑い含む）

(単位：人)

区分 年度	実母	実父	継母等	継父等	施設職員	祖父母	その他	合計
19年度	34	12	0	0	0	3	4	53
20年度	46	22	0	0	0	1	3	72
21年度	39	16	0	0	0	0	4	59
22年度	70	16	0	1	0	1	7	95
23年度	81	29	0	0	0	1	2	113
	池袋	58	18	0	0	0	0	77
	長崎	23	11	0	0	0	2	36

(注) 相談1件に対して、複数回答あり。その他に不明含む。

□被虐待者の年齢

(単位：人)

区分 年度	胎児	0歳	1～2歳	3～6歳	小学生	中学生	高校生	不明	合計
19年度	/	28	9	7	7	0	/	/	51
20年度	/	25	16	11	3	0	/	/	55
21年度	/	33	4	8	0	0	/	/	45
22年度	4	35	19	15	3	1	/	/	77
23年度	11	22	27	16	13	1	1	0	91
	池袋	9	17	20	7	8	1	0	63
	長崎	2	5	7	9	5	0	0	28

□虐待の種類

(単位：人)

区分 年度	ネグレクト	身体的	心理的	性的	その他	合計
19年度	23	13	11	1	10	58
20年度	29	18	12	1	9	69
21年度	15	16	8	0	17	56
22年度	39	18	18	0	23	98
23年度	25	47	18	1	24	115
池袋	11	34	8	1	19	73
長崎	14	13	10	0	5	42

(注) 相談1件に対して、複数回答あり。